



## プレミアム付商品券のご利用は2月29日まで

本町では、消費税率の10%への引き上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため、プレミアム付商品券事業を昨年10月1日から実施しています。

販売期間および利用期間は次のとおりとなりますので、購入・利用忘れのないようご注意ください。

販売期限：2月20日（木）まで

利用期限：2月29日（土）まで

※プレミアム付商品券につきましては使用・未使用問わず返金できませんので、ご注意ください。

問合せ 企画政策課 企画政策グループ ☎ 21-2117



## 年金受給者の方へ ～受取口座の変更には届け出が必要です～

変更理由	必要な届出	届出先	必要書類等
受け取り口座を 変えるとき	受取機関変更届	役場1階 福祉課 福祉グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金証書など基礎年金番号（または個人番号）が分かるもの</li> <li>● 受け取りを希望する口座の預金通帳</li> <li>● 印かん（認印可）</li> </ul>

※受取機関のうち、貯蓄預金口座および一部のネット銀行では年金の受け取りができませんので、届け出の前にご相談ください。

※受取機関の変更は、日本年金機構において1か月程度時間を要するため、変更前の口座に入金されることがありますのでご注意ください。

問合せ・届出先 福祉課 福祉グループ ☎ 21-2120



## 国民健康保険のお知らせ

### 交通事故などでけがをした場合の手続きについて

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をしたときは、加害者が医療費を全額負担するのが原則です。

ただし、国民健康保険では『第三者行為による被害届』を提出いただくことで、一旦病院の窓口で保険証をご使用いただけます。その際、国民健康保険が立て替えた医療費（自己負担分は除きます）は保険者（余市町国保）が被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国民健康保険は使えなくなります。また、示談の内容に応じて医療費の返還が生じることがあります。

#### ①まずは警察に届け出ましょう

けがの程度が軽くても、必ず警察に届出をし、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

#### ②『第三者行為による被害届』を提出しましょう

被害を受けて保険証を使用する場合には、被害届の提出義務があります。保険証、印かん、事故証明書（後日でも可）を持って、役場保険課に届出ください。（書類は保険課窓口にあります）

### 一部負担金の減免制度について

国民健康保険には、世帯主が特別な事由に該当し生活が困難になったと認められる場合には、一部負担金（医療費の自己負担額）を一定期間減免または猶予をする制度があります。

特別な事由とは、災害などにより資産に大きな損害を受けた場合、事業の廃止や失業をした場合などをいいます。

また、余市町国民健康保険の資格取得から6か月以上経過していること、生活保護を受ける予定がないこと、国民健康保険税に滞納がないことなどの条件を満たしている必要があります。詳しくはご相談ください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎ 21-2121